

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	1 契約の概要 障がい者総合相談センターの日常清掃、定期清掃の業務委託 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 「岐阜県障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」に基づき登録された障害福祉サービス事業所等から役務を調達するものである。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 (社福)岐阜県社会福祉協議会(岐阜県セルフ支援センター)は、障がい者就労施設等が共同して受注機会の拡大に取り組む共同受注窓口を設置している。 そのため類似業種の事業所ネットワークを活かし、複数の障がい者就労施設等が共同して仕事を行うことができる。 平成27年度から当所と契約実績があり、適正に業務が実施されている。 以上により、(社福)岐阜県社会福祉協議会(岐阜県セルフ支援センター)と随意契約先として選定した。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。